

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月25日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530002

研究課題名（和文） 現代社会日本における「教育・子育て」の社会哲学的布置

研究課題名（英文） A theory of social philosophical issues about childhood in contemporary Japan

研究代表者

大江 洋 (OE Hiroshi)

北海道教育大学・教育学部・教授

研究者番号：80308098

研究成果の概要（和文）：本研究は、現代日本社会における「教育・子育て」のありようを主として法哲学的・社会哲学的な分析枠組みを用いて探究することを目的とした。広く、教育および子育てに含まれる哲学的問題は、子ども観をどのように見るのかという問題とそこからどのような処遇が望まれるのかという問題となる。その際にどのような道具立てが有効かを検討した。特に、「子どもの権利」という観念を研究の中心に据え、そこでの法哲学的含意（権利語法の意義と課題等）を種々の角度から検討した。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this study was that using the analytical framework based on jurisprudence and social philosophy the study explored a normative state of "child rearing and education" in contemporary Japan. Widely, philosophical issues concerning the parenting and education embedded childhood itself and its better treatment. The study considered what kind of devices in contemporary Japan was effective. In particular, the research centered around the idea of "the Rights of the Child" was examined from various angles (such as rights talk and its pros and cons) .

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1500,000	450,000	1950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、基礎法学

キーワード：法哲学、子どもの権利、子ども学

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、かねてより「子どもの権利」概念の法哲学的研究を通して、ひろく権利概念一般の解明に寄与する可能性を探究してきた。その研究のひとつの結実が、拙著『関係的権利論』（2004、勁草書房）である。ちなみに本著作によって申請者は、〈2005年

度 日本法哲学会奨励賞）および〈第三回 天野和夫賞—※法の基礎理論の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰—〉を受賞することになった。

『関係的権利論』においては、権利が持つ射程や自律と共同性の関係など、教育や子育て

の社会的位置づけに関して一定の示唆を与えることは出来たと考える。しかし、それはあくまで「権利論」の枠内に焦点化されたものであった。教育や子育てに関する原理的な諸論点を一旦、権利の議論から離れて社会哲学として考察するとすればどうなるのか。申請者の研究の次なるステップがここにある。

(2) さて、現代社会における教育・子育てを総括的・原理的に捉えることを試みる際の手法としては、「親」「子」「国家（共同体・市民社会）」の三項関係をどう見るかという「古くて新しい」問題の検討が必要ではないかと思われる。

この三項関係に関連性を持つ論点を例示してみよう。親はどこまで「親たること parenthood」を主張できるのか、親と子どもの関係に「外部」の存在はどこまで介入できるのか、そしてその外部とは、たとえば国家主義的な国家が基本的に想定されるのか、あるいはゲマインシャフト的な色合いの濃い共同体なのか、それともいわゆる新たな市民社会に包摂されうるような集団なのか。それらの外部的存在と、親あるいは子どもの共同関係・緊張関係とはいかなるものなのか。子ども自身の主張や自己決定はどこまでどのようなものが認められうるものなのか、等々。上記の問題・課題に政治哲学領域から大胆に挑戦した定評のある先行研究がA.ガットマンの単著 *Democratic Education* (1999, Princeton University Press 神山正弘訳『民主教育論：民主主義社会における教育と政治』、2004、同時代社)である。ガットマンは「市民はいかに教育されるべきか」というテーマの下、国家主義的教育や親の専制でも、あるいは解放主義的教育でもない、「民主主義的教育」のありようを提言する。そこでは、民主主義としての初等教育、高等教育、成人教育などの目指されるべき方向性が示される。また、エピローグにおいて多文化主義と民主主義教育との関わりなど、現代米国における諸課題との接続も意識されている。だが、『民主教育論』はやや米国の事情に特化した理論化の側面も見られ、我が国においてどこまでの当該理論の適用可能性があるか否かは更なる考察が必要である。さらに、本研究で想定している（後述）「中立性」「平等性」「権利論」「子ども論」など、より哲学的・原理的な論点を十分に理論化しているとは必ずしも言い切れない。

ガットマンの先行研究を消化しつつ、広く「教育・子育ての法哲学・社会哲学的な位置づけ」を試論的に考察したものが、拙稿「教育・子育ての私事性と公共性」（井上達夫編『公共性の法哲学』所収、2006、ナカニシヤ出版）である。本研究はこの試論的考察をさらに本格的に進めようとするものである。

2. 研究の目的

(1) 本研究は上記の試論的拙稿に引きつけて言えば、教育や子育てに関する「私事性と公共性」の限界領域を考える意義をも同時に有している。そもそも膨大な公教育費や児童福祉関係費を想起しただけでも、教育や子育ての公共性は自明の事柄とも言えるだろう。だが、そうした公共性領域には次々とさまざまな悩ましい問題が持ち込まれている。たとえば、児童虐待への社会・国家側の介入およびその抑制に対する支援のあり方は、新たな子育ての公共性の位相を示すことになるのか。学校教育や児童福祉領域において何が必要不可欠なニーズであり、何が親や子どもの単なる選好・ウオントなのかという境界線を画定するためにはいかなる基準が必要なのか。あるいは、地方交付税の減額などの影響によって、教育や児童福祉に関わる公的予算が削減される状況の中で、財政的に裏打ちされた「教育や子育てにおける公共性」とは一体どの次元のものであるべきなのか。

(2) 上記の研究目的の達成を更に柱となる論点別に分節化して以下に述べる

①「誰の子ども？」 国家主義、教育の私事性、子ども解放論などの「国家－親－子ども」の三者の立場をそれぞれ代表する議論の検討に資する資料・文献を渉猟し、その現代的課題を整理する。

②「中立性」 教育および子育てにおける国家の役割、介入の限界などを、各種判例なども整理しつつ検討していく。

③「平等性」 現代日本社会において、教育および子育ての実質が平等という観点からどのように捉えられるのかという論点を統計資料なども副次的に利用しつつ、検討していく。

④「子どもの権利論」 子どもの権利論の到達点を振り返りつつ、上記①－③の個別論点に子どもの権利の語法がどれほど効果的なものとなりうるのかについて検討する。

⑤子ども論と法哲学・社会哲学 上記①－④の柱をまとめ直す形で検討を進める。現在は仮説の段階であるが、当該社会において想定される、あるいは目指されるべき国制に見合った「子ども論」も鍵的な概念となると思われるので、そのことについても論じていく。国内の法哲学・社会哲学分野でこの種の議論はほとんどされていないのが現状である。言及したガットマンの著作と同じ位相に立つような国内著作となりうるような研究を行うことにはまずは一定の意義があると思われる。そのことによって、わが国においても、法哲学・社会哲学分野における教育・子育て関連の著作が存在することになるだろう。さらに、国内的現実的課題を視野に入れることで理論と実践、基礎と応用の連関が期待できる。教育・子育てをめぐる原理的問題を含

んだ「悩ましい問題」への応答としての研究となることが期待できる。

3. 研究の方法

本研究目的を達成しようとするにあたり、おおよそ次のような研究計画・方法を採用。現代日本社会における多様な問題状況を視野に入れつつ、「教育・子育て」の位置づけを主として法哲学的・社会哲学的な視点から分析検討するという本研究は、「研究目的」で触れたように、柱的な論点・問題枠組みをひとつずつ検討していくこととする。すなわち、①「誰の子ども?」、②「中立性」、③「平等性」、④「子どもの権利論」、⑤「子ども論と法哲学・社会哲学」という論点・問題枠組みである。

これらの論点を分析検討するにあたっては、問題状況の把握に伴う、資料収集（各種関連文献および統計資料等）とともに、副次的に関係諸機関への聞き取り、訪問や関連学会、研究会への出席も行う。次に収集された各種資料やデータの読み込み・整理を進める。その際に、問題設定－データ収集－データ分析－執筆の各過程を同時進行的に進める手法である社会学などで用いられる「漸次構造化法」（佐藤郁哉『フィールドワークの技法』2002、新曜社）なども使用しつつ、検討を進めていく。

4. 研究成果

(1)【平成21年度】

初年度は、上記①－⑤の本研究における柱的な論点・問題枠組みの各論点に結節するような意図を持って、主として文献資料を収集し、そこでの個別論点を整理することを基本目標とした。

①「誰の子ども?」に関しては、プラトンに代表される国家主義的な教育論・子育て論、ロックなどの親の教育の自由を唱道する議論、ホルトなどの子どもの自由を特に強調する子ども解放論などの、「国家－親－子ども」の三者の立場を代表する議論の検討に資する資料・文献を収集し、各々の議論の特徴を整理し、次段階における本格的検討に備えた。

②「中立性」に関しては、国家が積極的に教育や子育てに関わる領域を整理した。具体的には、公教育の中立性に関する文献・資料の収集および整理などであった。

③「平等性」に関しては、まず教育や子育てにおいて「平等」とは果たしてどういう状態を指すのかという、A. センやR. ドゥウォーキンなどが議論してきた平等論を押さえる。そこで関連する文献を収集し、論点を整理する。同時に、現代日本社会における関連する問題状況を整理した。たとえば、児童福祉学における貧困研究などの文献や関連する統計等の収集・整理などであった。

④「子どもの権利論」に関しては、本研究の問題枠組みに資する子どもの権利論をフォローする。特に、拙著『関係的権利論』出版時期以降の子どもの権利に関する文献の収集・論点整理を行った。

⑤「子ども論と法哲学・社会哲学」に関しては、子ども論の類型化に役立つような議論を探索し、関連する文献を収集し、論点整理を行った。

(2)【平成22年度】

第二年度は、初年度の資料収集・論点整理を踏まえて本格的な論点の検討に入る。同時に、本研究の深化に必要な範囲で、関係諸機関・関係者に対して聞き取りや訪問取材を第二年度において行った。

①「誰の子ども?」に関しては、初年度に概括的に整理検討された「国家－親－子ども」三者それぞれの立場の対立点のみならず、三者の内的連関性や複合性なども視野に入れた検討を行った。三者の関係が現代的視点から端的に見通せる問題である、児童虐待問題の実相をある程度実践的に理解しておくために、いくつかの児童相談所などを訪問し、聞き取りを行った。

②「中立性」に関しては、初年度に整理検討された各論点の深化や対立点および内的関連性の検討を行った。さらに、商用判例データベースから収集された中立性に関わる判例における論争点を抽出した。典型的事例が判例から導き出された場合、関連する追加資料も収集した。

③「平等性」に関しては、法哲学的・政治哲学的な観点から整序された「平等とは何か」という論点を教育・子育ての領域においてさらに緊密に結びつけた形で本格的検討を加える。また、地方自治体の児童福祉関連の部局などにヒアリングに出向き、子どもの福祉の実態を最低限押さえた。

④「子どもの権利論」に関しては、初年度に整理された子どもの権利論の論点と、上記の①－③の議論が果たしていかなる整合性を見いだしうることとなるのかという点を本格的に検討した。権利語法の射程の問題も同時に検討した。実践的な情報整理としては、兵庫県川西市の「子どもの人権オンブズパーソン」制度や、札幌市の「子どもの権利条例」（2008年10月可決）などの調査も現地に出向いて行う予定であったが、時間の都合で実現できなかった。

⑤「子ども論と法哲学・社会哲学」に関しては、各種子ども論と上記①－④の議論の内的整合性がどのようにはかられうるのかを本格的に検討した。

上記①－⑤の論点検討・課題をひとつとおりに遂行した後、中間報告書とも位置づけられる1万字程度の予備的論文を執筆する。

(3) 【平成23年度】

最終年度では、本研究の全体的なまとめおよび、得られた成果の積極的な発信を学会発表、論文執筆という形で行った。

まず、前年度（平成22年度）に執筆された論文を詳細に再検討した。その結果、明確となった残りの課題を別決することができた。さらに、資料の蓄積・準備として不十分な領域に関する追加の文献・資料の収集、関係諸機関・関係者への追加的聞き取りなどを行った。それらの追加作業を行った後で、前掲論文を肉付けする形で、①-⑤の論点の組み合わせを中心とした本格的な分析検討を行った。

特に、A：「国家－親－子ども」という登場する主体間の関係、B：「中立性」「平等性」「権利」という鍵となる理念間の関係、さらには、C：理論と実践、基礎と応用という考察次元間の関係の複雑さに注視しつつ、その絡み合いを丁寧に考察した。そのことによって、前述のガットマンの先行研究を一定程度凌駕しえたと判断している。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

大江洋，「子どもの権利論における人間学的基礎—子ども論・子ども学から—」，立教法学，査読あり，83号，2011，35-61.

〔学会発表〕（計1件）

大江洋「『子どもの権利』をめぐる関係性のありよう」2011年12月25日に上智大学で行われたSC研究会ミニ・シンポジウム「『関係』の社会的構成」

〔図書〕（計1件）

大江洋，「子どもの権利を問うこと」講座人権論の再定位 2『人権の主体』法律文化社2010，139-157.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大江 洋 (OE Hiroshi)
北海道教育大学・教育学部・教授
研究者番号：80308098

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし